

東浦町認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による認知症の早期における症状の悪化の防止のための支援を実施するため配置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図ることを目的に、東浦町認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 支援チームの活動内容及び活動状況に関すること。
- (2) 関係機関との連携に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、東浦町地域包括ケア推進会議設置要綱に規定する認知症施策部会（以下「認知症施策部会」という。）の部会員をもって組織する。

2 委員は、委員会を所管する課の長（以下「所管課長」という。）が依頼する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、認知症施策部会の部会員の在任期間とし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は、認知症施策部会の部会長を、副委員長は認知症施策部会の副部会長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて所管課長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和元年 11 月 28 日から施行する。